

建築物省エネ法関係認定手数料(令和7年4月1日から)

① 法第29条第1項(性能向上計画認定)

				計算方法	建物種別	床面積	適合証添付あり 認定手数料(円)	適合証添付なし 認定手数料(円)
ア	(ア)	a	(a)	誘導標準入力法	非住宅	300㎡未満	10,000	224,000
			(b)			300㎡以上	16,000	276,000
		b	(a)	誘導モデル建物法		300㎡未満	10,000	86,000
			(b)			300㎡以上	16,000	108,000
		c	(a)	誘導標準計算基準	共同住宅等	300㎡未満	10,000	67,000
			(b)			300㎡以上	20,000	114,000
		d	(a)	誘導仕様基準		300㎡未満	10,000	32,000
			(b)			300㎡以上	20,000	56,000
		e	(a)	誘導仕様・計算 併用法基準		300㎡未満	10,000	50,000
			(b)			300㎡以上	20,000	85,000
	(イ)	a	(a)	誘導標準計算基準	一戸建ての 住宅	200㎡未満	5,000	34,000
			(b)			200㎡以上	5,000	37,000
		b	(a)	誘導仕様基準		200㎡未満	5,000	18,000
			(b)			200㎡以上	5,000	19,000
		c	(a)	誘導仕様・計算 併用法基準		200㎡未満	5,000	25,000
			(b)			200㎡以上	5,000	28,000
					複合建築物	住棟部分(共同住宅等の住戸部分と共用部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料の合算		
イ	他の建築物に係る事項を計画に記載する場合					申請建築物と他の建築物(上記申請建築物と同じ区分)の手数料の合算 ※1棟ごとに計算し合算		

② 法第31条第1項(性能向上計画の変更の認定)

				計算方法	建物種別	床面積	適合証添付あり 認定手数料(円)	適合証添付なし 認定手数料(円)		
ア	(ア)	a	(a)	誘導標準入力法	非住宅	300㎡未満	10,000	224,000		
			(b)			300㎡以上	16,000	276,000		
		b	(a)	誘導モデル建物法		300㎡未満	10,000	86,000		
			(b)			300㎡以上	16,000	108,000		
		c	(a)	誘導標準計算基準	共同住宅等	300㎡未満	10,000	67,000		
			(b)			300㎡以上	20,000	114,000		
		d	(a)	誘導仕様基準		300㎡未満	10,000	32,000		
			(b)			300㎡以上	20,000	56,000		
		e	(a)	誘導仕様・計算併用法基準		300㎡未満	10,000	50,000		
			(b)			300㎡以上	20,000	85,000		
	(イ)	a	(a)	一戸建ての住宅		200㎡未満	3,000	17,000		
			(b)			200㎡以上	3,000	19,000		
		b	(a)		誘導仕様基準	200㎡未満	3,000	9,000		
			(b)			200㎡以上	3,000	10,000		
		c	(a)		誘導仕様・計算併用法基準	200㎡未満	3,000	13,000		
			(b)			200㎡以上	3,000	14,000		
イ		計画記載建築物以外の建築物を計画に追加する場合					表①「ア」と同額 ※1棟ごとに計算し合算			
ウ		計画記載建築物について変更し、計画記載建築物以外の建築物を計画に追加する場合					表②「ア」と「イ」の手数料の合算 ※1棟ごとに計算し合算			

※床面積については、「床面積の増に係る部分の面積」+「変更に係る部分の床面積×1/2の面積」としてください。

③ 建築物省エネ法の認定と確認申請との併用(法第30条)

		計算方法	建物種別	床面積	適合証添付あり 認定手数料(円)	適合証添付なし 認定手数料(円)
確認申請手数料+構造計算適合性判定手数料+①(又は②)						

※①～③の共同住宅等や複合建築物において、住宅の共用部分を評価しない場合は、面積を除くことができます。